基幹統計調査に係る書面調査票

資料1-2

基幹統計調査の名称	民間給与実態統計調査
府省庁等名(担当課室名)	国税庁(企画課)

※ 以下の事項のうち、「□」の箇所については該当するところにチェック(■)を付してくだ。 さい。また、所定の箇所に記載してください。なお、本調査票は、平成31年2月末時点におり いて確報を公表している直近の調査の実施状況を基に記載してください。

統計調査に	係る基本的事項			
①作成プ	調査対象	地理的範囲〔■全国 □一部地域()〕		
ロセスの	の範囲	属性的範囲〔□世帯・個人 □企業・法人 ■事業所		
概要		□その他 ()〕		
	全数調	□全数調査		
	査・標本	■標本調査〔■無作為抽出 □有意抽出〕		
	調査の別	〔母集団情報:源泉徴収義務者名簿 〕		
	等	■うち一部の層が全数調査である		
		[全数調査になっている層:第6層(従事員1,000人~4,999人)、第		
		7層(従事員 5,000 人以上)、第8層(従事員 500 人未満で資本金 10		
		億円以上の株式会社の本社)]		
	調査系統	国税庁一民間事業者一報告者		
	調査票の配布・回	配 市 □調査員調査 ■郵送調査 ■オンライン調査 □その他()		
	収方法	回 □調査員調査 ■郵送調査 ■オンライン調査 □その他()収 □→ 他計方式の場合→□		
	企画・実	◆該当する欄に「●」を付す。		
	査・審査			
	等の実施	区分 企画 標本 実査 入力 符号 報査 集計 公表		
	機関等	本府省 • • •		
		地方支分部局		
		(独)統計センター		
		都道府県		
		市町村		
		民間事業者 ● ● ●		
		スケジュール 15 か月 3か月 8か月 5か月 5か月 5か月 3か月 1か月		
		(直近の調査の実績) (30/1- (29/9- (29/10 (30/1- (30/		
		(注) 「スケジュール」欄には、各業務の時期、期間(例:○月から○月まで、○か月)		
		を記載してください。各業務の時期、期間は重複していてもかまいません。 (国税庁注1) 企画の 15 か月は、平成 31 年 1 月 30 日付諮問 122 号に係る検討に要した期間を含む。 (国税庁注2) 標本抽出について、本調査では二段階抽出を行っている。上記標本抽出の3か月は、当庁で実施した第一段抽出に要した期間を記載している。な		
		お、第二段抽出は標本事業所において行っている。		

②調査の 周期	年次				
周期 ③調査票 の構成	2種類 (主な調査票:民間給与実態統計調査票(源泉徴収義務者用)、民間給与実態統計調査票(給与所得者用))				
④回収率 の推移	区分 平成30年 平成29年 平成28年 平成27年 平成26年 調査対象数(a) 26,995 27,916 27,655 27,174 27,057 回収数(b) 20,383 20,874 20,789 20,551 20,525 回収率(b/a) 75.5 74.8 75.2 75.6 75.9				
	区分 平成 25 年 平成 24 年 平成 23 年 平成 22 年 平成 21 年 調査対象数(a) 27,118 26,851 28,443 28,174 30,134 回収数(b) 21,166 20,238 18,825 20,534 22,917 回収率(b/a) 78.1 75.4 66.2 72.9 76.1				
	 ◆ 回収数に代替標本が含まれているか → □含まれている ■含まれていない (注) 1 異なる属性的範囲を対象に調査を実施(例:世帯と企業を対象に実施)している場合は、それぞれ分けて作成してください。 2 回収率については、以下により記載してください。 ① 1年未満の周期で行われる調査(月次調査、四半期調査等)は、平成21年~30年の年平均回収率 ② 年次・隔年調査、周期調査(3年周期)は、平成21年~30年における実施年の回収率(未実施年の欄には「一」を記載)。5年周期は、直近2回(平成21年以前となる場合も含また)の回収率 				
の回収率(未実施年の欄には「一」を記載)。5年周期は、直近2日 以前となる場合も含む)の回収率 ※推移がわかるように過去10年度分の予算額をグラフで整理したものをプ (下図は、千円単位で作成したグラフのイメージ) 「千円)					

2 再発防止に係る取組

- ① チェック・審査 (実査、審査、集計の各段階)
- i)実査段階におけるチェック
 - ◆ 調査票の記載内容の確認

実施している調査方法をチェックし、当該調査方法により得られた調査票の記載内容の確認 のための取組

10 / / / / / / / / / / / / / / / / / / /	
調査方法	調査票の記載内容の確認のための取組
□調査員調査	□調査員(委託事業者の調査員を含む。)・指導員による目視
	□委託事業者による目視
	□都道府県・市町村の職員による目視
	□その他()
■郵送調査	■委託事業者による目視
	□都道府県・市町村の職員による目視
	□その他
■オンライン調査	■記入漏れのチェック⇒□調査事項の全部
(電子調査票にお	■調査事項の一部
けるプログラムチ	■レンジチェック
エック)	■クロスチェック
	□その他()
□その他	(取組内容を記載)

(注)「レンジチェック」とは、価格などのように通常の値幅等がある場合、回答数値が一定の許容 範囲内にあるか否かをチェックするもの。

「クロスチェック」とは、各調査項目間の関連性に着目し、その記入内容の矛盾や不合理をチェックするもの。

)

- ii) 個票データの審査段階におけるチェック
 - ◆ 審査段階におけるチェックの実施状況

個票ベースの調査事項の審査を実施しているか

→ ■実施している

■システムプログラムによる審査を実施 □目視による審査のみ実施(理由:

□実施していない

L→ (理由:)

(システム・プログラムによる審査を実施している場合)

[チェックの内容]民間給与実態統計調査票(源泉徴収義務者用)

全調査事項:13項目

区分	調査事項の通し番号	チェック有の項目数 <i>/</i> 全項目数 ^{*1}	検出総数 (概数)	検出総数の説明**2
	①記入漏れのチェック	10/10	1	左記①~③の各チェッ
チェッ	②レンジチェック	10/10	_	ク項目によって検出さ れたエラー数を把握し
ク方法	③クロスチェック	9/9	_	ていないため、疑義照
	その他		_	会及び補完の対象とな

①~③の計	29/29	13, 000	った項目数の合計を記 載している。
-------	-------	---------	----------------------

[チェックの内容]民間給与実態統計調査票(給与所得者用)

全調査事項:32項目

区分	調査事項の通し番号	チェック有の項目数 /全項目数 ^{*1}	検出総数 (概数)	検出総数の説明**2
	①記入漏れのチェック	30/30	_	左記①~③の各チェッ
チェッ	②レンジチェック	30/30	_	ク項目によって検出さ れたエラー数を把握し
ク方法	③クロスチェック	30/30	_	ていないため、疑義照
	その他		_	会及び補完の対象とな った項目数の合計を記
	①~③の計	90/90	276, 000	載している。

- (注) 調査票ごとに調査事項の通し番号(1、2、…)を振って、それぞれで実施しているチェック方法 に応じて記載・整理したものを添付してください。そのうち、調査票ごとに本表に掲載している所定 事項(「チェック有の項目数/全項目数」「検出総数(概数)」)を記載してください。
 - ※1 全項目数は、レンジチェックなど該当のエラーチェックの対象となり得ない事項は除外して算出してください。ただし、その場合、除外した理由を明記してください。
 - ※2 検出総数の説明欄には、必要に応じて、検出総数がどのような値かの説明(初回チェックの検出件数、各回チェックの累計 など)を記載してください。

[審査段階におけるチェック実施の考え方]

◆ エラーチェックの対象となり得ない事項としている理由

区分	考え方			
記入漏れのチェック	実施していない項目は、調査票(源泉徴収義務者用)の「担当者」、「課			
	名」、「電話番号」、調査票(給与所得者用)の「氏名又は記号等」、「一			
	連番号」であるが、当該項目は他の項目と関連がなく、論理矛盾が起こら			
	ないため。			
レンジチェック	実施していない項目は、調査票(源泉徴収義務者用)の「担当者」、「課			
	名」、「電話番号」、調査票(給与所得者用)の「氏名又は記号等」、「一			
	連番号」であるが、当該項目は他の項目と関連がなく、論理矛盾が起こら			
	ないため。			
クロスチェック	実施していない項目は、調査票(源泉徴収義務者用)の「担当者」、「課			
	名」、「電話番号」、「業種」、調査票(給与所得者用)の「氏名又は記			
	号等」、「一連番号」であるが、当該項目は他の項目と関連がなく、論理			
	矛盾が起こらないため。			

◆ エラーチェックの対象となり得るが行っていない理由

区分	考え方
記入漏れのチェック	全項目で実施しているため該当なし。
レンジチェック	全項目で実施しているため該当なし。
クロスチェック	全項目で実施しているため該当なし。

◆ その他のチェックを行っている場合、その内容と考え方

(内容:業種について、当庁保有の情報等と突合せ、チェックを行っている。)

(考え方:よく誤りのある特定の業種(「電気・ガス・熱供給・水道業」等)については、例えばガソリンスタンドや水道衛生工事を営む事業所が「電気・ガス・熱供給・水道業」として回答者が誤って回答している場合があり、チェックする必要があることから行っている。)

[検出されたものの処理について]

◆ エラーチェックで検出されたもののうち、どのような考え方で疑義照会の対象を選定しているか。

「原則、エラーが発生している回答については、全て疑義照会を行っている。

ただし、他の項目の回答内容から論理的にエラーを解消し、補完記入できるものは疑義 照会を行っていない。例えば、「給与の金額」の「計」が空欄の場合、「給料・手当等」及 び「賞与等」に記入があれば、「計」は「給料・手当等」及び「賞与等」の合計値であるこ とから、当該合計値を「計」に補完記入することが可能であるため、疑義照会を行ってい ない。

•	エラーチェックて	で検出されたもののうな	っ、確認、	訂正、	除外等の処理をし	していないものは
	あるか。					
	→ □ある(内容:)

■ない

[審査段階におけるチェックのルール化]

- ◆ 他の機関(統計センター、地方公共団体、民間事業者等)においてエラーチェックを実施 している場合、チェックの方法(レンジチェック、クロスチェック等)や内容(レンジの幅 等)は、マニュアル、指示書、仕様書等に定めてエラーチェック実施機関に統一的に示して いるか。
 - → ■チェックの方法、内容ともに定めている
 - □チェックの方法のみ定めている
 - □定めていない(地方公共団体、受託業者等の判断により実施)

iii)集計段階におけるチェック

- ◆ 集計された集計表の正確性を確保するため、チェックを実施しているか
 - **→ ■**実施している

L	■システム・プログラムによるチェック	
	□目視によるチェックのみ実施 (理由:)
口第	実施していない	
1.	(理由·)

(システム・プログラムによるチェックを実施している場合)

(「実施している」場合、該当するものすべてにチェック)

チェックの方法	実施状況の有無	理由
表内検算(表内で論理矛盾が	■有 →133 表/152 表	表内検算を行っていない 19 表は、「平均給
ないか)	□無	与」について表章したものである。「平均給
		与」は、表内で他の計数と関連性がなく、論
		理矛盾が起こりえないため。
表間照合(表間で論理矛盾が	□有 → 表/ 表	主要な計数(給与所得者数、給与総額、平均
ないか)	■無	給与) については、目視や計算ソフトで可能
-61 77	- ;;;	な範囲で行っている。
時系列チェック(過去の結果	■有 →57 表/152 表	他の統計表の基礎となる「企業規模別」及び
との比較)	□無	「事業所規模別」の給与階級別給与所得者

民間給与実態統計調查

		数・給与額の表に限り、集計上の誤りを防止 するために、時系列チェックを行うことによ り異常値等の確認を行っている。
関連統計との比較(民間データ等他のデータとの比較)	□有 → 表/ 表 ■無	給与所得者数及び平均給与については、労働 力調査や賃金構造基本統計調査等と比較す る必要があるが、項目数が少ないため、目視 により確認を行っている。

(注)「実施状況の有無」欄は、チェックの方法が適用可能な集計表の数を分母(右側)に、 そのうちチェックを行っている集計表の数を分子(左側)に記載してください。また、 分母と分子の集計表の数に差がある場合はその理由を「理由」欄に記載してください。

[集計段階におけるチェックのルール化]

- ◆ 他の機関(統計センター、地方公共団体、民間事業者等)においてエラーチェックを実施している場合、チェックの方法(表内検算、表間照合等)や内容(表間照合を実施する項目等)は、マニュアル、指示書、仕様書等に定めてエラーチェック実施機関に統一的に示しているか。
 - → □チェックの方法、内容ともに定めている
 - □チェックの方法のみ定めている
 - □定めていない(地方公共団体、受託業者等の判断により実施)

② 委託事業者、地方公共団体の履行確認

[委託事業者の履行確認]

(委託事業者を経由して調査を実施している場合、以下にチェック)

- i)「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」(平成 17 年 3 月 31 日各府省統計 主管課長等会議申合せ)(以下本項において「ガイドライン」という。)の実施状況
 - ◆ 委託対象業務(実査、入力、符号付け及び審査)
 - ◆ 業務遂行能力等を踏まえた選定方法となっているか(ガイドラインⅢ1ウ)
 - □価格による競争入札方式
 - ■総合評価落札方式
 - □その他の選定方法()
 - ◆ 業務の実施状況把握のために採っている措置の有無 (ガイドラインⅢ 4 (2)ア)
 - → ■有 □無

(「有」にチェックした場合、該当するもの全てにチェック)

- ■定期的又は随時の報告の求め
- ■委託事業者に対する監査
- □その他(
- ◆ ガイドラインⅢ4(2)ア①に掲げる以下の項目について達成状況確認の有無

)

→ ■有 □無

(「有」にチェックした場合、該当するもの全てにチェック)

(共通)

- ■調査票の誤送付等の状況
- ■調査項目別の未記入及び不備の状況
- ■調査開始時から調査期限までの一定の時点における回収状況
- ■照会対応の状況及び効果 (疑義再照会率等)
- ■督促の実施状況及び効果(督促後回収率等)

■収集したデータ(調査対象名簿、個別データ、集計データ等)の管理状況
(調査員調査のみ) □調査員の確保及び受託事業者の業務管理体制
□調査員への指導状況
□報告者への訪問状況
□不在等の場合における再訪問の実施状況
▲ - ほんいこ / x m / (a) を担じて古玉と月 ど事体とない。一つはつ、フル
◆ ガイドラインⅢ 4 (3) に掲げる事項を仕様書等において定めているか
L→ (理由:)
/
◆ ガイドラインⅢ 5 (1)に掲げる再委託に関する禁止事項を遵守し、再委託の条件、手続、再
委託先への業務指示の方法等について、契約書等に明記しているか。
■している □していない
/ (建田 :
〔地方公共団体の履行確認〕
(地方公共団体を経由して調査を実施している場合、以下についてチェック)
i)地方公共団体における適切な業務実施確保のために採っている措置
◆ 調査の実施状況把握のために採っている措置の有無 ─→ □有 □無 /
(「有」にチェックした場合、該当するもの全てにチェック)
→□定期的又は随時の連絡確認、打合せの実施
□現場に職員を派遣しての実施状況の把握
□業務の節目及び完了時の報告聴取 □その他())
ii)国・地方公共団体任命の調査員の適切な業務実施確保のために採っている措置
◆ 調査員設置状況の把握の有無 (名簿等の提出を受けている等) → □有 □無
◆ 国から地方公共団体に手引等により求めている措置の有無 → □有 □無
(「有」にチェックした場合、該当するものすべてにチェック)
→ □研修等を通じ、正しい調査方法等の理解徹底 □指導員等の巡回による実施状況の把握
□ 14等負等の巡回による美地技術の指揮 □ 現場に職員を派遣しての実施状況の把握
□業務の節目及び完了時の報告聴取
□その他(
 ◆ 国が地方公共団体を介さず直接行う実施状況把握調査の有無 → □有 □無
V

③ 調査・集計方法の透明性

- i)統計調査の精度に関する情報の公開
 - ◆ 基幹統計調査に関する情報の公開

総務省が基幹統計調査を対象に統計精度に関する情報の公表状況を調査して、統計委員会に報告した「統計精度に関する検査(統計精度検査)の標準検査(見える化状況検査)」(平成29年実施。平成30年3月フォローアップ)の評価事項に対する自己点検の結果

①標2	 上設計	O .,	を 生方法 以集方法)	③集計 方	・推計 法	④標2 (標本調	本誤差 査のみ)	⑤非標	本誤差	⑥他統 比較・	
Н30. 3	Н31. 2	Н30. 3	Н31.2	Н30. 3	Н31.2	Н30. 3	Н31.2	Н30. 3	Н31.2	Н30. 3	Н31. 2
3	3	3	3	2	2	3	3	2	2	2	2

※ 平成30年3月のフォローアップ以降に改善している場合は、それを踏まえたスコアを 記載。なお、「H30.3」欄は総務省において記載

改善し	た部分に	ついて報告	(ホーム/	ページ掲載	の新旧を	添付のこ	こと
-----	------	-------	-------	-------	------	------	----

	$\overline{}$
	_

ii)業務マニュアル等の整備状況

- ◆ 担当者が異動しても手順やノウハウが継承され統計の品質が確保されるよう、統計作成上のポイントや手順等が整理された文書(名称、体裁は問わない)の有無 → 有 □無 (「有」にチェックした場合)
 - → 対象業務(全般、企画、標本抽出、実査、審査、集計、公表等) (全般)
 - → 内容を見直しているか

■定期的実施	(実施時期	毎年5~6月)
□不定期実施	()
□その他	()

④ プロセスごとの管理者の役割

i) 課室長級の管理者は、企画、実査、審査、疑義照会、集計、公表の各プロセスにおいて、どのような場面で関与しているのか

各プロセスにおいて、課レベルの意思決定に際し、監督、助言、確認及び承認を行う等、 課の最終決定権者として関与。

ii) 部局長級の管理者は、企画、実査、審査、疑義照会、集計、公表の各プロセスにおいて、どのような場面で関与しているのか

企画及び公表において、部局レベルの意思決定に際し、監督、助言、確認及び承認を行う 等、部局の最終決定権者として関与。その他のプロセスにおいても、適宜、情報提供を受け、 意思決定等を行う。

⑤ 結果数値の妥当性に関する外部(府省外)からの指摘

- i)外部からの、結果数値への疑義等の指摘の状況
 - ◆ 外部からの指摘の有無 → ■有 □無 (「有」にチェックした場合)

→ 指摘を踏まえ、訂正した件数(過去5年間)

区分	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
件数	2	0	2	0	О

(注)「30年度」は、平成30年4月から31年2月までの件数

ii) 外部からの指摘への対応ルール

- ◆ 外部からの指摘があった場合、事実関係を把握し、適切に対応するルールの有無
 - **→** □有 ■無

(「有」にチェックした場合、その具体の内容を記載。別途、現物を提出してください。)

3 不適切事案の発生時対応に係る取組

A		心 更	ナンデ	タ	M.	(早)	左
۱)	1	ルシマケ	<i>1</i> - 1	— · »	\mathbf{U}	· 本 ′	-

i)調査票情報、調査関係書類等に係る保管期限の定めの有無及び保管期限

		/D /s/s +H17F1 0	/D & +0 7 B	44m i	H 1# 7
データの種類	有無	保管期限の	保管期限		間満了
/a) a =m ++ [++n		定めの有無	(「有」の場合)		の措置
(1)-1 調査票情報	■有	■有⇒■調査規則	□永年		移管
(記入済調査票)	□無	■文書管理規則	■所定の期間(2年)		破棄
		□無	□1年未満		
(1)-2 調査票情報	■有	■有⇒□調査規則	■永年		移管
(調査票の内容を記録	□無	■文書管理規則	□所定の期間(年)		破棄
した電磁的記録媒体)		□無	□1年未満		
(1)-3 調査票情報	□有	□有⇒□調査規則	□永年		移管
(その他)	■無	□文書管理規則	□所定の期間(年)		破棄
		□無	□1年未満		
(2)調査関係書類	■有	■有⇒□調査規則	■永年		移管
	□無	■文書管理規則	□所定の期間(年)		破棄
		□無	□1年未満		
(3)中間生成物	■有	■有⇒□調査規則	□永年		移管
	□無	■文書管理規則	□所定の期間(年)		破棄
		□無	■1年未満		
(4) ドキュメント	■有	■有⇒□調査規則	■永年		移管
	□無	■文書管理規則	■所定の期間(3年)		破棄
		□無	□1年未満		
(5)行政記録情報	□有	□有⇒□調査規則	□永年		移管
	■無	□文書管理規則	□所定の期間(年)		破棄
		□無	□1年未満		
(6) メタデータ	■有	■有⇒□調査規則	□永年		移管
	□無	■文書管理規則	■所定の期間(3年)		破棄
			□1年未満		
(7)母集団復元情報	□有	□有⇒□調査規則	□永年		移管
(上記に掲げるも	■無	□文書管理規則	□所定の期間(年)		破棄
のを除く)			□1年未満		,,,,,,
· 「調本画桂恕」	1).1. 64	一 /// 計	, , , , ,	1	

- ・「調査票情報」とは、統計法第2条第11項に規定するものをいう。
- ・「調査関係書類」とは、調査票以外であって、統計調査の実査段階(調査票の配布から回収に係る一連の活動という。以下同じ。)で利用する調査対象名簿、調査区地図、要図等その他関係書類で調査対象の識別を可能とするものをいう。

民間給与実態統計調查

- ・「中間生成物」とは、集計段階等において結果表等の最終生成物が完成するまでに生成される入出力帳票、 チェック済データ、マッチング済データ等、調査票情報を含んだ生成物をいう。
- ・「ドキュメント」とは、将来の利用に当たって電子化又は磁気化された調査票情報及び匿名データがどのような情報であるか示す、また活用するために必要な情報をいう。例えばデータレイアウトフォーム、符号表等の調査票情報及び匿名データと結びつけて当該データを定義するために必要な情報、また、プログラム作成のために必要な仕様等、電子計算機処理に必要な情報をいう。なお、それらの取扱要領、調査概要資料も含む。
- ・「行政記録情報」とは、統計法第2条第10項に規定するもののうち、統計法第29条第1項の規定により他の行政機関から提供を受けたものをいう。
- ・「メタデータ」とは、あるデータそのものではなく、当該データに付随するデータ自身についての関連する情報をいう。データ内容・特性の理解を助けるため、実査や集計等の統計作成の各段階における作業がどのように行われたかについての情報(調査時期、調査方法、調査対象、抽出方法、推計方法等に関する情報)もメタデータに含まれる。
- ・「母集団復元情報」とは、標本調査において母集団への復元推計を行う際に用いられる情報いう。

2	発生時点での対応ルール		
i))結果数値の訂正等不適切事案発生時の対応ルール	(処理方法、記録)の有無、内容	
4	◆対応ルールの有無 → □有 ■無		
	(「有」にチェックした場合)		
	上記ルール等の策定時期・内容(別途、現物を提出	出してください)	
()	
3	行政利用の事前把握		
i))結果数値の利活用先を具体的に把握しているか		
4	◆結果数値の利活用先を具体的に把握しているか(記	亥当するものすべてにチェック)	
	□ SNA、QEの作成の際に利用されている		
	□ その他の統計の作成の際に利用されている(利	引用されている統計名)
	■ 政策の立案・実施の根拠として用いられている		,
	(政策等の名称 所得税の各種控除の検討や年		
	□ 国が給付する手当や給付金等の金額の算定根拠		
	(手当て等の名称	EC 0 ()111 940 (1 0)
	□ 月例経済報告に利用されている		,
		,	
	□ その他()	
◆糸	結果数値の利活用先の把握方法		_
	利活用先が作成した資料等の提供により把握してい	いる。	
	_		

4 品質向上(上記以外)に係る取組

① 統計ニーズ(行政外を含む)の把握・対応

◆ 行政機関以外の利用者(例:民間シンクタンク、研究者)からのニーズを収集する取組の 有無 → □有 ■無

(「有」にチェックした場合、その実績〔過去1年間〕)(

(参考) 一般紙、業界紙、研究論文等の引用件数・e-Stat ダウンロード件数 (活用度ランキングⅡ) (303 件) (15, 352 件)

- ◆ 統計法に基づく調査票情報等の2次的利用の状況(平成29年度)(総務省において記載)
 - ・調査票情報の2次的利用(0件)

※統計法 32 条に基づく行政機関等による 2 次利用、統計法 33 条に基づく調査票情報の提供

・オーダーメイド集計 (-件)※統計法34条に基づき作成する統計の提供

・匿名データの提供 (-件)

※統計法35条に基づき作成される匿名データの提供

② 担当職員数、職員の能力

〔調査業務の流れ〕



〔調査担当部局課室・係〕※本府省のみ記載

上段:業務内容(①~⑥で実施業務をプロット)

下段:業務量按分

審議官 — 企画課長] ¬

調査統計担当補佐 ── 調査統計係長 ── 係員

※再任用職員(時短含む)も含めて記載してください。期間業務職員は記載の必要はありません。 [本統計の作成に従事する職員数(省令職以上を除く)]

※時期によって職員数が変動する場合、標準的な職員数となる時点で記載

業務量	を按分した実員相当数	2. 3人
従事す	3人	
うち、	統計業務経験 10 年以上	0人
	″ 5年以上10年未満	0人
	" 2年以上5年未満	0人
	ッ 2年未満	3人

期間業務職員の数 (0人)

[担当管理職(政令職、省令職)の統計業務経験等]

- □統計業務の経験者、修士・博士号保有者、統計検定等の合格者のいずれかに該当(○人) ■上記のいずれもなし(2人)
- ③ 統計作成に用いるシステムの概要、運用体制(関連システムの更新の適切性。古いシステムが使われていないか)

〔現行の審査・集計システムの概要〕

◆ どの業務についてシステムを用いているか(該当するものすべてにチェックし、その概要 を記載)

を記載)			
システムを 用いている 業務	保有者	保有者の内製か外部発注かの別	システムの概要
■データのチ ェック・審 査	■国 □(独)統計 センター □民間事業者	□内製 ■外部 発注	○企画課統計システム 企画課統計システムは、国税庁データ活用シス テム用サーバー上にある Microsoft SQL Server の データベースと企画課に割り当てられた作業用フ オルダで構成され、職員用 PC からリモートデスク
	□その他 ()		トップにより接続して、T-SQL で作成されたプログラムを実行するバッチファイルを起動して、集計処理を行うシステムである。
■統計の作成・集計	■国 □(独)統計 センター □民間事業者 □その他 ()	□内製 ■外部 発注	本システムを使用して、各種調査票データ、KSK データ及びe-Tax データ等について蓄積・検索・抽 出・集計・分析等を行い、作成された結果ファイル を基に統計表作成ファイルを利用して各種統計表 の作成・分析等の処理を行う。 ①別添資料参照 ②平成23年4月より運用開始 ③毎年、業者が変更となっている。 ④OSの種類(Windows Server 2012 R2) ⑤データベース使用言語(SQL (Transact-SQL)) ⑥別添資料参照。なお、個別にソフトウェアライ センスを使用しているものはない。
□その他 ()	□国 □(独)統計 センター □民間事業者 □その他 ()	□内製 □外部 発注	

民間給与実態統計調查

- (注)「システムの概要」欄には、①主なシステム構成、②システム構築時期(いつから使用しているのか)、③ (外部発注のシステムの場合)過去10年間で業者の変更あったか(同じ業者が継続的に業務を受注しているか)、④OSの種類(例: Windows10, UNIXなど)(サーバー側、クライアント側)、⑤ソースプログラムに使用している言語(COBOL, JAVAなど)の種類、⑥システムで使用しているアプリケーションの種類、ソフトウェアライセンスの使用の有無、使用している場合の有効期間などについて記載してください。これらの情報が記載されている既存資料(調達時の仕様書等)がある場合にはその資料を添付し、ここでは「別添資料参照」と記載してください。
- ◆ 当該システムを担当(開発、運用、外注管理等)している府省職員数(実員相当数)(0.2人)
- ◆ システム経費 (ハード、ソフト)

開発経費(3.7百万円)年間運用経費(百万円)

(国税庁注1) 開発経費については、平成30年度改修分に係る契約実績額を記載。なお、本システムは他の標本調査(申告所得税標本調査及び会社標本調査)の集計でも使用しており、一括で契約していることから、これら標本調査の集計に係る開発経費も含まれている。

(国税庁注2) 運用経費については、本システムが国税庁内の共用サーバー上で稼動しており、当該共用サーバーに係る経費として一括で計上していることから、本システムとして個別には計上していない。

[調査変更時のシステム面での問題]

- ◆ 調査事項の項目や選択肢など調査に変更があった場合に、システム面で特に問題になる事項は何か(該当するものすべてにチェック)
 - ■改修費用
 - ■改修に要する時間
 - □改修内容(何を直すべきかが分からない、など)

上記以外で、現にシステムを利用・運用していて不都合を感じる点について記載

④ オンライン調査の実施状況		
◆オンライン調査の導入状況		
■導入済(導入時期:平成23年分調査)		
・利用システム		
■政府共同利用システム		
□独自システム(各省、受託業者等)		
□電子メール		
□その他()		
・オンライン回答率 (オンライン回答者/調査対象者×100) (29.2%)		
→ 5%未満の場合、利用が少ない理由()	
→50%以上(世帯調査は30%以上)の場合、利用が多い理由()
□導入予定(導入予定時期:)		
□導入予定なし→年間総対象数1万以上の統計については、導入しない理由	()

5 過去5年間(平成26年1月~30年12月)における結果数値の訂正等事案の有無の状況

〇 結果数値の訂正等による正誤表情報の公表・提供

□無

■有 → (具体の内容)

◆過去5年間の公表件数: 4件

◆直近から遡って5事例を記載

	> (0 1) 1 C 10 + 10			
公表時期	H29. 6.23	H29. 2. 9	H27. 7. 9	H27. 3. 4
事案概要(内容/時期/影響)	平成 27 年分 調査結果の概要 Ⅱ 1年を通じて勤 務した給与所得者 3 給与階級別分布 (第 19 図)業種別 の給与階級別構成 割合 ※一部業種の構成 割合を誤記載	平成27年分 統計表第3表「給与階級別の総括表」 その4「累年比較 (給与所得者の構成比)」 ※過年分の構成比 の誤記載。	平成 25 年分 調査結果の概要 Ⅱ 1年を通じて勤 務した給与所得者 3 給与階級別分布 (第 19 図)業種別 の給与階級別構成 割合 ※一部業種の構成 割合を誤記載	平成25年分 統計表第17表 「給与階級別の諸 控除(合計)」 その1「総括表」 ※税額(合計)が税 額(男・女)の合計 と不一致
事案発見の端緒 (発見した者/発 見日時)	外部からの問合せ (H29.6.14)	外部からの問合せ (H29. 2. 6)	外部からの問合せ (H27. 6. 24)	外部からの問合せ (H27.3.3)
原因	グラフのラで、りのラで、りの際よに、りの際よに、りの際よいで、りのではないでは、ボースでは、ボースとのでは、カーのでは、	年分送り作業時のコピー&ペーストする箇所を誤った。	グラフのラベルと リカス で リカス で い か い か で い か い か で い か い か い か い か ら い か ら い か ら い か ら い か ら い か ら い か ら い か ら い か ら か ら	基データから統計 表に数値を転記す る関数に誤りがあった。
対応(結果数値の 訂正、事案の公表 等)	調査結果の概要を 訂正すると供に、正 誤表を掲載。	統計表を訂正する と供に、正誤表を掲 載。	調査結果の概要を 訂正すると供に、正 誤表を掲載。	統計表を訂正する と供に、正誤表を掲 載。
再発防止に向け 採った措置	グラフは、アルカンでは、アルカンでは、にはないではないではないではにするの機にはないはないのでができると、おいるができると、おいるのではないがあると、おいるのではないがある。	年分送り作業時にコピー&ペーストの箇所を再確認し行うこととした。	グラフのラベル設 定時は、テキスト ックスにより設 するのではなく、リ ンク機能により数 値を参照するよう にした。	関数を修正した。